

弘前市長公式ツイッター運用方針

弘前市の政策や各種取り組み、行事等をより多くの皆さんに知っていただくことを目的として、ソーシャルメディアのアカウントを取得して情報発信を行っています。

「Twitter（ツイッター）」を活用した情報発信にあたり、当アカウントの運用方針を次のとおり定めています。

1. アカウント情報

■ソーシャルメディア名：Twitter（ツイッター）

- (1) アカウント名 : 弘前市長公式
- (2) アカウント（URL） : Mayor_Hirosaki (https://twitter.com/Mayor_Hirosaki)
- (3) 運用者 : 企画部広聴広報課

2. 発信内容

- (1) 市長等の公務活動に関する情報
- (2) 市の施策・事業等に関する情報
- (3) 市の報道発表に関する情報
- (4) その他運用者が必要と認める情報

3. 注意事項

- (1) 原則として当アカウントからのリツイート、ツイートへの返信は行っていません。市に対するご意見・お問い合わせ等については、各課へお寄せください。
- (2) 当アカウントから一般のアカウントへのフォローは行いません。
 - (・) 以下の項目に該当する利用はご遠慮ください。いずれかに該当すると認められる場合には、利用者に予告することなくアカウントのブロック、コメントの削除等の対応をすることがあります。
 - ・法令に反する場合
 - ・公序良俗に反する場合
 - ・機密情報または個人情報を投稿した場合
 - ・名誉棄損、プライバシー権・肖像権侵害、特許権・意匠権・著作権・商標権侵害など第三者の権利を侵害し、又は第三者に不利益を与える場合
 - ・犯罪行為等を誘発する場合
 - ・弘前市または第三者に損害及び不利益を与える場合
 - ・第三者を誹謗中傷する表現が認められた場合
 - ・他のユーザー、第三者等になりすました場合
 - ・弘前市の発信する内容の一部または全部を改変した場合

- ・政治・宗教・営利活動等を目的としている場合
- ・わいせつな表現などを含み不適切と判断される場合
- ・その他、運営上、ソーシャルメディアを利用した情報発信を行う上で、不適當であると判断される場合

4. 知的財産権

当アカウントに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する知的財産権は、弘前市又は原作者者に帰属します。ただし、弘前市が運営するツイッター上で「リツイート」機能を使用し、掲載していただくことは問題ありません。

5. 免責事項

- (1) 市は、当アカウントが掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- (2) 当市がツイッターを利用することに関連して生じた次に掲げる損害、その他のいかなる損害について、当市は何ら責任を負うものではありません。
 - ①利用者が当アカウントを利用したことにより、又は利用できなかったことにより被った損害
 - ②当アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル、又はそれにより被った損害
 - ③当アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル、又はそれにより被った損害

6. 運用方針の変更について

この運用方針は、事前に告知なく変更する場合があります。